

お知らせ

平成22年10月1日から
多気町の風致地区内での一定の行為に
対しては**三重県知事**の許可が必要
になりました。

多気町に風致地区（五桂池及び栃ヶ池周辺風致地区及び天啓公園周辺風致地区）に係る都市計画決定がされたことに伴い、同風致地区内での一定の行為に対しては、「三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく三重県知事の許可が必要になりました。

詳しくは、以下の県・町の開発許可担当窓口にお問い合わせ下さい。

窓 口		電話番号
県	三重県県土整備部建築開発課	059-224-3087
	三重県松阪建設事務所建築開発室	0598-50-0587
町	多 気 町 建 設 課	0598-38-1116